

消費税法改正に伴う 電気料金単価変更 および 電気需給約款変更 のお知らせ

2019年10月1日より消費税および地方消費税の税率が8%から10%に引き上げられます。
これに伴い、電気料金単価および電気需給約款につきまして、消費税法改正を反映させていただきます。

記

1. 消費税法改正に伴う電気料金単価の変更

変更後の電気料金単価は現在の料金単価×110/108といたします。

2. 電気料金の変更時期

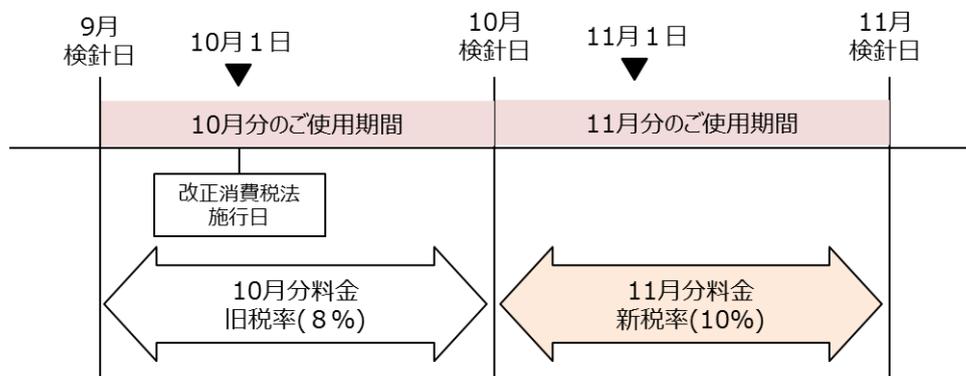
2019年11月分※から変更させていただきます。

2019年9月30日以前から継続してご契約の場合、消費税法上の経過措置により、原則として2019年11月分※の電気料金から変更させていただきます。

※11月分の電気料金の算定期間は、10月の検針日から11月の検針日前日までとなります。ご使用期間の開始日が毎月1日のお客さまや2019年10月1日以降新たに電気のご契約をされたお客さまは、2019年10月分からの変更となります。

変更時期のイメージ

<2019年>



2019年10月1日を境とした日割計算は行いません。

3. 電気需給約款の変更

消費税法改正に伴い2019年10月1日より電気需給約款を変更いたします。

変更後の約款については、当社ホームページに掲載しておりますのでご確認ください。

以上

お問い合わせ先

エスリード建物管理株式会社

TEL:06-6345-3190 (本件に関する受付時間 9時~18時半 土日祝休み)